2017 9/6

【第三種郵便物認可】

アナログ税制 上

スマホ副業の盲点

民泊・フリマ どう課税

デジタル技術の普及が税制に課題を投げかけている。スマートフォン（スマホ）で広がるシェア経済は所得をとらえにくくし、民泊などの新しいビジネスモデルに課税する仕組みはまだあいまいだ。人工知能（AI）の進歩は「誰に課税するのか」という世界的な議論を起こしている。テクノロジーの進歩から遅れた「アナログ税制」は見直しを迫られている。

米ウーバーテクノロジーズの宅配サービス「ウーバーイーツ」。記者がスマホを操作して店と料理を選ぶと、30分ほどでサラダとパンが自宅に届いた。ドライバーの男性（36）は飲食店経営のかたわら、暇を見つけて他店の商品を運ぶ。副業で20万円を超える所得は確定申告が必要だが、男性は「普通の人は知らないのではないか」と話す。

ネット上で仕事を頼む企業と個人を結びつけるクラウドワークスの登録者は147万人に達する。複数のサイトに登録する人が多く、一人ひとりの所得を把握するのは難しい。

フランスは2020年から、シェア経済の仲介を手掛けるプラットフォーム事業者に取引情報の提出を義務づけると決めた。放置すれば、税逃れ問題に発展しかねないためだ。

民泊も問題をはらむ。建物の貸し付けは不動産所得にあたるが、事業所得や雑所得になる場合もあるとされる。1949年のシャウプ勧告後に完成した所得税の仕組みは、民泊を想定していない。

給与の源泉徴収で所得税を納める会社員でも、民泊を始めれば税の手続きがいるケースもある。「民泊で相談に来る人が増えた」という角田壮平税理士は「所得の種類によって（損失で収益を相殺できる）損益通算を適用できるかどうかは異なり、納税額が変わる。次の申告時期までに国は基準を示してほしい」と話す。

利用者が急増するメルカリ（東京・港）などが手掛けるフリーマーケット（フリマ）も税と無関係ではない。家具や服を売る程度であれば生活用動産とされ申告は不要。ところが1つ30万円を超す貴金属や骨董品は譲渡所得になるほか、転売で稼ぐと事業所得とみなされるケースもある。

シェアリングエコノミー協会は「マイナンバーなどで利用者が使いやすい税制にしてほしい」という。課税の公平性を保ちつつ、柔軟な働き方やシェア経済の流れを後押しする税制への手直しを求める声は多い。

政府はここ数年、税制調査会で「働き方の選択に中立的な税制」をめざす方針を掲げてきた。ただ、昨年の税制改正論議で専業主婦世帯の負担増につながる配偶者控除の見直しに手間取り、所得税を抜本改革する機運はしぼんでいる。

シェア経済の広がりに合わせた、納得感ある税制とは何か。議論の停滞は、デジタル時代に大きなツケを残す。

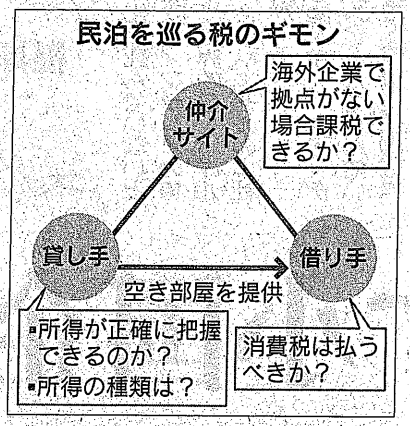

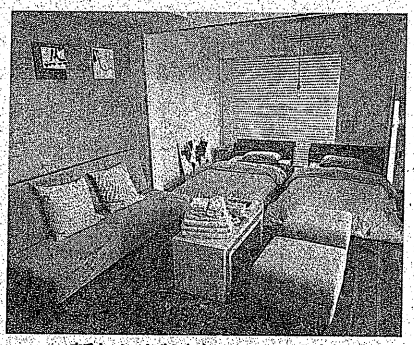

新しいビジネスモデルが税制に見直しを迫る（東京都大田区の民泊物件）